

条例に基づく上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

1 川内川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：川内川及びこれに接続する公共用水域

(1) 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種	項目及び許容限度			
		生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)	
		日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大
昭和48年4月1日前に設置されている特定事業場 (特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量130,000立方メートル以上のもの	50	65	60
		排出水量130,000立方メートル未満のもの	60	80	70
	食料品製造業 (でん粉若しくは化工でん粉製造業又は蒸留酒若しくは混成酒製造業を除く。)	90	120	80	100
	製糸業	90	120	70	90
	と畜場	60	80	80	100
	し尿処理施設のみを有するもの	30		50	70
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業	30	40	40	60
	その他のもの (でん粉若しくは化工でん粉製造業、蒸留酒若しくは混成酒製造業、採石業、砂利採取業又は豚房施設、牛房施設若しくは馬房施設を有するものを除く。)	30	40	70	90
昭和48年4月1日以後の設置に係る特定事業場	し尿処理施設のみを有するもの	30	40	50	70
	下水道終末処理場	15	20	40	60
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70
	その他のもの (採石業又は砂利採取業を除く。)	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者 (設置の工事を行っている者を含む。) の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること (設置の工事を行っていることを含む。) によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号) 第2条に規定する検定方法による検出値である。